

次	長	官	係



13教職第449号
平成13年12月18日

各 県 立 学 校 長
各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）

職員が学校を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は、職員の勤務する学校が移転し当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地等学校等及び特地県立学校並びに準特地県立学校（以下「へき地学校」という。）に該当するときに支給されるへき地手当に準ずる手当及び特地手当に準ずる手当の支給については、公立学校職員の給与に関する条例の規定により支給することとなりますが、この認定の基準等については、下記のとおり取扱うものとします。

なお、これに伴い、へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて（昭和50年4月21日付50教第75号、50教高第110号）は、廃止します。

また、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

- 1 原則としてへき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に支給できるものとする。
- 2 当該異動の日から1年以内に住居を移転した場合に限り支給できるものとし、住居移転の日が当該異動の日から1年を超えている場合は、異動に伴う住居の移転とは認めない。
ただし、病気休暇、休職又は、天災地変等真にやむを得ない事情により住居の移転ができなかった場合はこの限りではない。
- 3 異動または学校移転に伴って住居を移転した後再び住居の移転をした場合は、へき地学校の所在する市町村内又は隣接する市町村内へ住居を移転した場合に限り引き続いているものとみなして支給できるものとする。
- 4 新採用職員についても同様の取扱いとする。
- 5 期限付任用教職員についても新採用職員との関係を考慮のうえ正規職員に準じて取扱うものとする。
- 6 異動または学校移転に伴って住居を移転した場合、手当を受給している職員が転居した場合及び住居の移転を伴わず新たなへき地学校へ異動した場合には、別紙様式によって、すみやかに届出なければならない。
- 7 支給は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始するものとする。
ただし、届出を受理した日が、これに係る事実の生じた日から15日以内の場合は、その事実の生じた日から開始するものとする。
- 8 届出する場合は、小・中学校にあっては、市町村（学校組合）教育委員会を經由して、また、県立学校にあっては、直接、教職員課給与班へ提出するものとする。
- 9 この取扱いは、平成14年1月1日から適用する。

(様式)

へき地等学校及び特地区立学校等に勤務する職員の住居届

年 月 日提出

高知県教育委員会 様		職員番号			
職 名				氏 名	
異動年月日		年 月 日		移転年月日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日	
現 住 所				前 住 所	
現 所 属	所在地			前 所 属	所在地
	学校名	(級地)			学校名
移転の理由					
備 考					
申し立て記入欄					
上記のとおりです。					
年 月 日					
職員氏名					
事実と相違ないことを証明する。					
所属長職氏名					

- (注) 1 移転年月日を確認するために住民票(写しでも可)を添付すること。
2 住民票に記載されている異動年月日と、実際に移転した日が異なる場合は、上記申し立て記入欄にその理由を記載すること。
3 提出方法 小・中学校・・・職員→学校長→市町村教育委員会受理→教職員課給与班
県立学校・・・職員→学校長→教職員課給与班受理

参考（主な改正点等）

- 1 再移転理由について
再移転理由にかかわらず、支給要件を具備している場合にあっては、支給を継続する扱いとする。
- 2 届出期限について
他手当制度との整合性及び事務処理の迅速化を図るため、他の手当（扶養手当等）と同様に届出以降に支給を開始するものとする。
但し、事実発生日から15日以内の届け出については、当該日に遡及して日割り支給を行うものとする。
なお、平成14年3月31日までの届出については、新旧の取り扱いのうち有利な方により事務処理を行うものとする。
- 3 添付書類
住民票を添付するものとするが、住民票はコピーでも可とする。
- 4 届出様式
申し立て記入欄を設けるなど様式を簡略化する。
- 5 施行時期
平成14年1月1日から施行する。

※ 補足説明

「当該異動に伴って住居を移転した場合」または「当該移転に伴って職員が住居を移転した場合」とは、職員が学校を異にする異動または学校の移転を要因として当該異動等の直後の学校に勤務するために住居を移転した場合をいい、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、便宜、住居を移転した場合等は、これには該当しません。いずれにしても手当支給の可否については、個々の具体的ケースに応じて、制度趣旨に基づいて判断することになります。

（注）従前と同様の扱い

※ 新旧対象

	新 取 り 扱 い	旧 取 り 扱 い
再 移 転 理 由	(理由は問わない)	自己都合により住居を移転した場合は、支給停止
届 出 期 限	届出の受理日の翌月から支給。 但し、事実発生日から15日以内に届出の受理があれば、事実発生日に遡及して日割り支給。	年度内の届出 : 遡及支給 年度を超えた届出 : 不支給
添 付 書 類	住民票（コピー可）	役場の証明又は住民票